

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	令和 8 年 6 月 23 日
※受理番号	208-44
※備考	

変更届出書

令和 8 年 6 月 23 日

福岡市長様

福岡アイランドシティ特定目的会社
取締役 加藤智彰
福岡市南区那の川一丁目6番14号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：island eye

所在地：福岡市東区香椎照葉6丁目26-25 他



2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前)

駐車場 No.	出入口の数			位置
	入口専用	出口専用	出入口	
No. 1	—	—	1 箇所	敷地東側 (添付図面 3-1 出入口 No. 1)
No. 2	2 箇所	2 箇所	—	敷地南西側 (添付図面 3-1 入口 No. 2、出口 No. 3) 敷地北西側 (添付図面 3-1 入口 No. 4、出口 No. 5)
No. 3			2 箇所	隔地駐車場南側 (添付図面 3-1 出入口 No. 6) 隔地駐車場北側 (添付図面 3-1 出入口 No. 7)
No. 4	1 箇所	1 箇所		敷地北側 (添付図面 3-1 入口 No. 8) 敷地南西側 (添付図面 3-1 出口 No. 9)
合計	3 箇所	3 箇所	3 箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数			位置
	入口専用	出口専用	出入口	
No. 1	—	—	1 箇所	敷地東側 (添付図面 3-3 出入口 No. 1) (変更無し)
No. 2	1 箇所	1 箇所	—	敷地北西側 (添付図面 3-3 入口 No. 2、出口 No. 3) ※旧入口 No. 2、出口 No. 3 廃止 ※一部出入口廃止のため No. 再配分
No. 3			2 箇所	隔地駐車場南側 (添付図面 3-3 出入口 No. 4) 隔地駐車場北側 (添付図面 3-3 出入口 No. 5) (変更無し) ※一部出入口廃止のため No. 再配分
No. 4			1 箇所	敷地南側 (添付図面 3-3 出入口 No. 6)
合計	1 箇所	1 箇所	4 箇所	

※駐車場 No. 4 専用出入口を設けることにより中央通路部分は元通り「関係者用通路」として運用を行う。

※「関係者用通路」については、一方通行→相互通行として運用を行う。

3 変更する年月日

令和 8 年 6 月 24 日

4 変更する理由

アリーナ新設に伴う駐車場計画の再編のため